



報道機関 各位

記者発表資料

平成31年 4月15日(月)

問い合わせ先：障害支援課

課長：西淵

担当：林・石垣

電話：829-1309

内線：3053

指定障害福祉サービス事業者の行政処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、法という）第50条第1項の規定に基づき、平成31年4月15日付けで下記のとおり障害福祉サービス事業者に対し、事業所の指定の取消し処分を行いましたので、お知らせします。

(1) 対象事業者

事業者名：株式会社 はぐくみケア

代表者名：宮田 ^{みやた} ^{さとし} 聡

(2) 対象事業所

事業所名：はぐくみケア

所在地：さいたま市緑区大字中尾2182番地1

指定年月日：平成26年2月1日

サービスの種類：居宅介護・重度訪問介護・同行援護

(3) 処分内容等

処分の内容：指定の取消し

取消年月日：平成31年（2019年）年5月31日

処分の理由：1. 不正請求（法第50条第1項第5号）

※ 指定居宅介護サービス費の算定について

① 介護給付費の請求について、喀痰吸引等支援体制加算を所定の算定回数を超えて不正に請求していた。

② 請求の根拠となるサービスを提供していないにもかかわらず、サービスを提供したものとして不正に請求していた。

2. 虚偽の答弁（法第50条第1項第7号）

市の検査において、「はぐくみケア」の管理者が、実際には利用者に対して実績記録票に記載された身体介護サービスを提供していないにもかかわらず、実施記録どおりのサービスをお

こなっていると虚偽の答弁をしていた。

介護給付費の返還：不正請求額 1 3 9 万 7, 2 7 3 円に加算金（4割）5 5 万 8, 9 0 4 円を加えた、合計 1 9 5 万 6, 1 7 7 円

【参考】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成十七年十一月七日、法律第百二十三号）

（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 [略]

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 [略]

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八～十二 [略]